

制定 2004年12月12日
改正 2005年 6月14日
改正 2006年12月12日
改正 2008年 3月11日
改正 2009年 3月17日
改正 2011年 4月26日

誘導灯認定規約

(目的)

第1条 この規約は、業務規定に基づき誘導灯（誘導灯器具、バッテリーユニット、別置ユニットなどをいう。（以下「器具等」という））及び装置（信号装置、点滅装置、誘導音装置など）の認定業務を行なうために、JEA誘導灯認定委員会（以下「認定委員会」という）が行なう事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この規約で使用する主な用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 認定 認定とは、あらかじめ技術基準が消防法令等により示されている器具等及び装置について、日本国内（以下「国内」という）で使用される製品として製造する器具等及び装置が当該技術基準に適合していることを確認することをいう。

(2) 登録製造事業者 器具等及び装置（以下「製品」という）を研究開発、設計、品質管理等の技術管理を行い、製造、販売するものをいう。但し、製造に関しては登録製造事業者の品質管理体制のもとにある製造会社に委託することができる。登録製造事業者は、本規約に定める各要求事項について確実に合致し、継続できることに責任をもち、かつ認定委員会で事業者登録することが必要である。登録製造事業者は、第5条により所定の登録を受けた場合、他の登録製造事業者から供給を受けて、自社の名義を表示して販売することができる。

(3) 登録販売事業者 登録製造事業者以外の事業者で、登録製造事業者が製造し、認定を受けた製品の供給を受けて自社の名義を表示して販売するものをいい、販売物に対するPL法などの販売責任を持ち、かつ認定委員会で事業者登録の承認が必要である。

(4) 型式 型式とは、製品を性能及び構造の主要要素について、グループに区分した範囲をいう。さらに認定を受けた型式の範囲において、性能、構造、部品及び形状について細分した型式の区分を「内容変更の区分」という。

(5) 型式認定 申請された製品が、消防法令及び認定委員会が定めた技術基準に規定された性能及び構造を有することを確認し、一つの型式区分の範囲で製造、販売することを認めることをいう。

(6) 内容変更認定 申請された製品が、消防法令及び認定委員会が定めた技術基準に規定された性能及び構造を有することを確認し、「内容変更の区分」の範囲で製造、販売することを認めることをいう。

(7) 基準同等認可 技術基準JIL5502に直接記載されて無いが、製品の部品、材料、機能等部分的なものについて、消防法令等に示された技術基準に適合していることを、確認して認可することをいう。

(8) 内容変更届出 認定を受けた型式の範囲において、「内容変更の区分」に相当する性能、構造、部品及び形状の変更を行った製品について、登録製造事業者が行なう届出であって、設置場所及び設置台数が特定されている場合に限り認められるものをいう。

(9) 試験機関 認定のために、製品が消防法令及び認定委員会が定めた技術基準の規定に適合しているかどうかを試験する機関をいい、認定委員会により指定される。

(10) 継続認定 既に認定を受けた型式及び内容変更を、有効期限後も継続して使用する場合において、登録製造事業者の試験結果の審査により認定を受けることをいう。

(組織)

第3条 誘導灯の認定業務を行うために必要な委員会の構成等は、別に定める誘導灯認定委員会規程による。

(事業者登録)

第4条 誘導灯について、型式認定を受けようとする製造事業者及び認定された製品に自社の名義を表示して販売しようとする販売事業者は、認定委員会の事業者登録を受けなければならない。

(登録申請)

第5条 登録を受けようとする製造事業者は、製造区分ごとに別に定める様式(様式1)により、次の事項を記載した登録申請書を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業者名及び住所
- (2) 製造区分
- (3) 当該製品を製造する登録製造事業者の事業場又は製造会社の名称及び住所
- (4) 当該製造区分に係る特定検査設備の名称及び性能と数
- (5) 登録製造事業者の試験を委託する場合は、委託先の名称、特定検査設備の名称及び性能と数、5年間以上の誘導灯器具等の製造実績を示すもの
- (6) 業態報告書
- (7) 製品を販売する場合は、その交換部品の国内の販売ルートを示すもの。尚、交換部品とは、製品との適合性を評価した光源、表示板、内蔵蓄電池を指す。(以下同様)
- (8) 製品を販売する場合は、クレーム処理体制(国内の連絡ルートなど)を示すもの
- (9) 他の登録製造事業者から供給を受けて販売しようとする場合は、製品の製造区分
- (10) 供給を受ける製品を製造する他の登録製造事業者名及び住所
- (11) 他の登録製造事業者から供給を受けて販売しようとする製品の種類、型式区分及び型式認定番号
- (12) 製品の供給を受ける他の登録製造事業者との品質保証契約書の写し

2 販売事業者登録を受けようとする事業者は、販売しようとする製品の製造区分ごとに別に定める様式(様式2)により、次の事項を記載した登録申請書を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 販売事業者名及び住所
- (2) 販売しようとする製品の製造区分
- (3) 当該製品を製造する登録製造事業者名及び住所
- (4) 販売しようとする製品の種類、型式区分及び型式認定番号
- (5) 業態報告書
- (6) 製品の供給を受ける登録製造事業者との品質保証契約書の写し
- (7) 販売しようとする製品に関し、交換部品の国内の販売ルートを示すもの
- (8) クレーム処理体制(国内の連絡ルートなど)を示すもの

(製造区分)

第6条 製造区分は、次による。

- (1) 誘導灯器具
- (2) 階段通路誘導灯又は客席誘導灯
- (3) 誘導灯器具内蔵用電源装置及び活性化付加装置
- (4) 誘導灯器具用表示板
- (5) 誘導灯用信号装置

(登録の基準)

第7条 製造事業者の登録の基準は次のとおりである。

- (1) 均一な品質を有する製品の製造を行い、かつ、製品及び部品の検査を行う能力を持つものであること。
- (2) 特定検査設備が、適正に維持管理されていること。
- (3) 登録申請及び認定に係る業務は、日本語で行なえること。
- (4) 国内で使用する製品の維持管理に必要な交換部品を適正な期間、供給すること。

(5) 登録製造事業者の試験委託先は、登録製造事業者の製品の製造を5年間以上行ない、かつ特定検査設備が適正に維持管理されていること。

2 販売事業者の登録の基準は次のとおりである。

(1) 登録製造事業者の製造する製品を販売するものであること。

(2) 販売する製品に関し、製造事業者と品質保証の責任を分担し得るものであること。

(3) 登録申請及び認定に係る業務は、日本語で行なえること。

(4) 市場での製品の維持管理に必要な交換部品を適正な期間、販売するための拠点が、国内にあること。

(5) 販売する製品に関し、市場で不具合発生時には、対処できる能力、拠点を持つこと。
(特定検査設備)

第8条 登録製造事業者は、付表1に定める製造区分ごとの特定検査設備を有すること。

(登録事業者)

第9条 認定委員会は、認定委員会における登録審査にて承認した者を「登録製造事業者」「登録販売事業者」として登録し、登録証を発行する。(以下、登録製造事業者と登録販売事業者を総称して「登録事業者」という)

(登録事業者の地位の継承)

第10条 登録事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録事業者について相続もしくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた事業者又は相続人もしくは合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その登録事業者の地位を継承することができる。

(変更の届け出)

第11条 登録事業者は第5条に掲げる事項に変更があったときは、別に定める様式(様式3)により、速やかにその旨を認定委員会に届け出ること。但し、軽微な変更はこの限りでない。

(登録の失効)

第12条 登録事業者が当該登録に係わる事業を廃止したとき、又は認定及び基準同等認可の有効期限が失効した後5年を経過したときは、当該登録はその効力を失う。

(登録の取消し)

第13条 登録事業者が次に該当したときは、その登録を取り消すことができる。

また、登録事業者は速やかに登録証を返却する。

(1) 不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 品質保証の維持が困難と認められたとき。

(3) 本規約に重大な違反があったとき。

(認定の種類と区分)

第14条 認定の種類は、次のとおりとする。

(1) 型式認定

(2) 内容変更認定

(3) 継続認定

2 型式区分は、別表第1から別表第6に示すとおりとする。

3 内容変更の区分は、別表第7に示すとおりとする。

(型式認定)

第15条 製造区分ごとに登録を行った登録製造事業者は、別表第1から別表第6に示す型式区分ごとに型式認定を受けることができる。

2 型式認定の方法は次による。

(1) 型式認定の可否は、認定試験結果を基に審査委員会における審査を経て、認定委員会の審議により決定する。但し、既認定品の場合は、登録製造事業者の申請書類を基に審査委員会における審査を経て認定委員会の審議により決定することができる。

(2) 型式認定試験は、指定された認定試験機関において行う。

(型式認定の申請)

第16条 製品について、型式認定を受けようとする登録製造事業者は、認定委員会に対

して以下に示す事項を記載及び添付のうえ認定の申請書（様式４）を提出しなければならない。

- (1) 登録製造事業者名及び住所
- (2) 登録年月日及び登録番号
- (3) 製造区分
- (4) 製品の種類
- (5) 型式区分
- (6) 当該製品の構造、材質及び性能の概要
- (7) 当該製品を製造する事業場又は製造会社の名称及び住所
- (8) 当該製品の登録製造事業者の試験成績書
- (9) 認定試験依頼書

（内容変更認定）

第 17 条 型式認定を受けた登録製造事業者が、型式区分の範囲内で別表第 7 に掲げる範囲の内容変更を行なうときは、その内容変更申請要素区分ごとに内容変更認定を受けること。

2 内容変更認定の方法は次による。

- (1) 内容変更認定の可否は、認定試験成績書を基に審査委員会における審査を経て、認定委員会の審議により決定する。
- (2) 内容変更認定試験は、認定委員会の指定する認定試験機関において行う。
但し、試験の一部又は全部を省略することができる。

（内容変更認定の申請）

第 18 条 内容変更認定の申請は、別に定める様式（様式４）により、次の事項を記載して申請すること。

- (1) 登録製造事業者名及び住所
- (2) 登録年月日及び登録番号
- (3) 型式認定年月日及び型式認定番号
- (4) 認定の型式区分
- (5) 製品の種類
- (6) 内容変更の要素、概要及び理由
- (7) 当該製品の性能、構造及び材質の概要
- (8) 当該製品を製造する事業場又は製造会社の名称及び住所
- (9) 当該製品の登録製造事業者の試験成績書
- (10) 認定試験依頼書

（継続認定）

第 19 条 認定の継続を受けようとする登録製造事業者は、第 15 条の型式認定、及び第 17 条の内容変更認定の規定に基づき継続認定を受けることができる。

2 継続認定の方法は次による。

- (1) 継続認定の可否は、認定試験成績書又は登録製造事業者の試験成績書を基に審査委員会での審査を経て認定委員会の審議により決定する。

（継続認定の申請）

第 20 条 継続認定の申請手続きは、別に定める様式（様式４）による。

但し、次の条件に適合する場合は、書面による申請を行うことができる。

- (1) 既認定品と同一（内容変更要素に該当しない変更を含む。）であること。
- (2) 登録製造事業者の試験成績書により前回認定時の性能、構造等を維持していると認めるもの。

備考 1：継続認定を受けるために試験を行った「製品」は、認定の日から 6 か月間保存すること。

備考 2：認定委員会は、必要に応じ前項の「製品」に対して、認定試験機関による試験を実施するよう当該事業者に求めることができる。

(認定試験の実施)

第21条 別に定める試験基準により、認定試験機関にて認定試験を実施する。

(認定の審査)

第22条 審査委員会は申請書類及び認定試験結果をもとに、技術基準に適合しているかを審査する。審査結果を認定委員会に答申する。

(認定)

第23条 認定委員会は審査結果をもとに認定の可否を決定する。

(認定証)

第24条 認定委員会は認定委員会が認定可とした製品の型式に対して認定証を交付する。認定証には以下の事項を記載する。

- (1) 認定の対象となる製品の供給者の名称
- (2) 認定製品の種類
- (3) 認定番号
- (4) 認定の発行日及び認定有効期限

2 登録製造事業者は交付を受けた認定証について、管理者を定め、適切に管理すること。

(型式認定の有効期間)

第25条 型式認定の有効期間は、認定の日より起算した5年間とする。

但し、有効期限日は該当する月の末日までとする。

2 内容変更認定は、内容変更に係る型式認定の残存期間。

3 認定の継続を申請する登録製造事業者は、型式認定及び内容変更認定の規定に基づき継続認定を受けることができる。

(認定証票)

第26条 認定委員会は、登録製造事業者より製品に貼付する認定証票の交付の申請があった場合、所定の手続きにより、頒布を行う。

2 認定証票は別に定める。

3 登録製造事業者は頒布された証票について、管理者を定め、適切に管理すること。

(内容変更届出)

第27条 登録製造事業者は別表第7に掲げる内容変更の区分の範囲において、次の条件に適合していることを条件に、特定建造物に納入するために、内容変更認定を受けずに内容変更届出で処理することができる。

- (1) 納入時期の少なくとも1か月以上前に届出をすること。
- (2) 認定を受けた、別表第1、第2に掲げる器具等の型式区分の範囲内であること。
- (3) 表示板が、型式認定又は内容変更認定されたものであること。
- (4) 点滅装置等、別表第4から第6に掲げる装置が型式認定又は内容変更認定されたものであること。
- (5) 形状及び構造が、要求される性能を損なうことのないものであること。
- (6) 設置場所及び設置個数が特定されていること。

2 内容変更届出は別に定める様式(様式5)により、次の事項を記載すること。

- (1) 登録製造事業者名及び住所
- (2) 登録年月日及び登録番号
- (3) 型式認定年月日及び型式認定番号
- (4) 型式の区分
- (5) 製品の種類
- (6) 内容変更の要素、概要及び理由
- (7) 当該製品を製造する事業場又は製造会社の名称及び住所
- (8) 納入する施設又は建築物の名称及び住所
- (9) 納入時期
- (10) 納入数量
- (11) 構造図
- (12) 当該製品の変更に係る登録製造事業者の試験成績書

(基準同等認可)

第28条 登録製造事業者は、次の条件を満たす場合、以下の手続きを経て、基準同等認可を受けて製造することができる。

(1) 消防法令の基本要件に適合し、技術基準 JIL5502 と同等以上であること。

(2) 別表第1～第7の区分に属する型式認定を受けていること。

2 基準同等認可を申請する場合は、別に定める様式(様式6)により次の事項を記載及び添付のうえ認定委員会に申請する。

(1) 登録事業者名及び住所

(2) 登録年月日及び登録番号

(3) 対象技術基準(年度)

(4) 製造区分

(5) 製品の種類

(6) 型式区分

(7) 基準同等認可の範囲

(8) 企画の目的

3 基準同等認可の方法は、第21条～第24条の認定方法に準じて行い、審査委員会における審査を経て認定委員会の審議により決定する。

4 基準同等認可の有効期間は、認可の日より起算した5年間とする。

但し、有効期限日は該当する月の末日までとする。

5 基準同等認可の継続を受けようとする登録事業者は、別に定める様式(様式6)により申請をし、継続認可を受けることができる。

但し、第20条(1)(2)と同じ条件に適合する場合は、書面による申請を行うことができる。

(製造)

第29条 登録製造事業者が認定を受けた製品を製造する場合には、別に定める誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準(以下「技術基準」という。)(JIL5502)及び関連標準に適合すること。

(表示)

第30条 登録事業者が認定及び基準同等認可を受けた製品を販売する場合、次の表示をすること。

(1) 型式認定番号

(2) 製品には、誘導灯認定証票規則規程に従い、認定委員会の発行する認定証票を貼付し、表示すること。

備考：認定証票は、製品出荷時(工場出荷時)に、誘導灯の認定の際の性能、構造に適合することを確認のうえ、貼付すること。

(3) 技術基準(JIL5502)に規定する表示項目。

(4) 登録販売事業者が、登録製造事業者の製造による認定を受けた製品を販売する場合は、登録販売事業者名又は登録商標及び登録製造事業者名又はその略称を明示すること。

備考：業者名を略称で表示する場合は、登録事業者が認定委員会にその略称をあらかじめ登録すること。但し、略称は、電気用品安全法に係わる略称表示として経済産業大臣の承認を得たものに限る。

(検査記録の作成、保存)

第31条 登録製造事業者は、その製造に係る製品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを5年間保存すること。

(サーベイランス)

第32条 認定委員会は定期的にあるいは必要に応じ立入調査を実施し、登録事業者としての機能が適正に維持、管理されているかを調査する。

2 認定委員会は、市場で定期的に製品を買い上げ、試験機関にて評価し、その品質を確認することができる。

3 認定委員会は、試験機関に対して必要に応じ立入調査を実施し、技術資料126に掲げる試験機関としての試験手順及び試験設備が適正に維持されているかを調査する。

(報告の徴集)

第33条 認定委員会は、必要なときに登録事業者及び認定試験機関に対し、その業務に関する報告を求めることができる。

(製品の提出)

第34条 認定委員会は、登録製造事業者の製造に係わる製品の提出を要求することができる。

(改善の指示)

第35条 認定委員会は次の場合には、登録事業者に対し、特定検査設備の修理又は改造、製品の製造又は検査業務の方法改善その他必要な措置をとることを指示することができる。

- (1) 特定検査設備が基準に適合していないとき。
- (2) 第29条の技術基準適合の規定に違反しているとき。

尚、改善指示に係る費用は登録事業者負担とする。

(回収の指示)

第36条 認定委員会は次に該当するとき、当該登録事業者に製品の回収を指示することができる。

- (1) 製品に重大な欠陥があることが判明したとき。
- (2) 第29条の技術基準適合の規定に違反していると認めたとき。

(型式認定の取消し)

第37条 認定委員会は、認定を受けた登録製造事業者が次に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段に依り認定を受けたとき。
- (2) 検査記録の作成、保存、技術基準適合、表示の規定に違反したとき。

(異議申立て、苦情及び紛争)

第38条 認定審査結果に対する異議申立て、またその他の苦情及び紛争については、別に定める手順に従い適正に対応するものとする。

(手数料等)

第39条 次に掲げる事業者は、それぞれ誘導灯器具等認定手数料規程で定める手数料を納付すること。

- (1) 登録を受けようとする事業者
- (2) 認定を受けようとする登録製造事業者
- (3) 基準同等認可を受けようとする登録製造事業者
- (4) 試験機関の指定を受けようとする事業者

(規約の運営)

第40条 この認定規約に関する業務の運営に必要な規程は別に定める。

(帳簿)

第41条 認定委員会は別に定める帳簿の記載事項及び保存期間要領により申請に係わる認定業務の帳簿を保管する。

(公表)

第42条 認定委員会は次の場合には、その旨を公表しなければならない。

- (1) 第9条(登録事業者)に基づく登録をしたとき。
- (2) 第15条(型式認定)及び第17条(内容変更認定)に基づく認定をしたとき。
- (3) 第37条(型式認定の取消し)に基づく認定の取消しをしたとき。

(情報の提供)

第43条 認定委員会は、認定の業務に係る情報を適切に公開しなければならない。申請者から次の情報を求められた場合には、提供しなければならない。

- (1) 認定委員会活動年間スケジュール
- (2) 申請手続きに関する不明点

(公平性)

第44条 委員会は、業務の運営にあたって、申請はすべて同等に扱うものとする。

(事故責任の帰属)

第45条 認定を取得した製品について、事故が生じたときは、その処理及び損害賠償の責務は、当該登録事業者に帰属するものとする。

(規約の改廃等)

第46条 認定委員会は、認定業務を適正かつ効果的に運営、維持するため、認定規約の見直しをすることができる。また、この規約に定められていない事項について定めることができる。

(附則) この規約は、2004年12月1日より施行する。

(附則) この規約は、2005年6月14日より施行する。

(基準外同等認可を基準同等認可に変更)

(附則) この規約は、2006年12月12日より施行する。

(別表第8 内容変更区分の誘導音装置に注記追加)

(附則) この規約は、2008年4月1日より施行する。

(第45条 事故責任の帰属 を追加)

(附則) この規約は、2009年4月1日より施行する。

(第1条以下全般 「器具等」の定義の明確化)

(第2条(1)認定～(10)書面審査認定 各定義の明確化)

(第2条以下全般 製品の定義の明確化)

(第5条、11条 登録製造事業者の登録申請、変更の届け出方法の明確化)

(第17条 内容変更認定 表現の簡略化)

(第27条 有効期限日は、該当する月の末日までとする)

(第28条 基準同等認可の有効期限の明確化)

(第32条～34条 表現の簡略化及び明確化)

(別表第1 表中“調光機能”の削除)

(別表第1 表題中“及び避難誘導システム用装置”)

(別表第7 避難誘導システム用装置の型式区分の削除)

(別表第8 内容変更区分：別表第7に繰上り

誘導灯器具基本変更要素(バッテリーユニット及び別置ユニット)追加、

バッテリーユニット及び別置ユニット基本変更要素(自動点検機能)追加)

(附則) この規約は、2011年5月1日より施行する。

(第2条 用語の意味を用語の定義に変更)

(第2条(1)“日本国内(以下「国内」という)で使用される”を追記)

(第2条(2)製造事業者及び(3)販売事業者の定義の見直し)

(第2条(10)書面認定を継続認定、書面審査を登録製造事業者の試験審査に変更)

(第5条 登録製造事業者の登録申請内容変更 (3)修正、(5)(7)(8)(12)追加)

(第5条の2 登録販売事業者の登録申請内容変更 (6)～(8)追加)

(第6条 (2)「階段通路誘導灯又は客席誘導灯」の製造区分を追加)

(第7条 登録製造事業者の登録基準変更 (3)(4)(5)追加)

(第7条の2 登録販売事業者の登録基準変更 (3)(4)(5)追加)

(第8条 特定検査設備の表1を廃止し、付表1を追加)

(第11条 変更の届け出は、第5条に掲げる全ての事項とする)

(第16条(8)品質管理の方法を削除、(9)(10)は(8)(9)に繰上り)

(第35条 改善指示の費用負担を追記)

(別表第7「階段通路誘導灯又は客席誘導灯」の製造区分を追加)

(様式1～5 上記に係る修正)

(様式8～9 追加)

付表1 特定検査設備

製造区分	記号
避難口誘導灯、避難口・通路兼用誘導灯、通路誘導灯、表示複合形誘導灯	イ
階段通路誘導灯、客席誘導灯	ロ
誘導灯器具内蔵用電源装置、活性化付加装置	ハ
誘導灯器具用表示板	ニ
誘導灯用信号装置	ホ

試験設備	内容	所要設備					容量、精度、仕様等	必要数
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ		
直流電源装置	直流電圧装置	○	○	○	○	○	5A以上 30Vが出力できるもの 2A以上 150Vが出力できるもの	1 1
	直流電圧計	○	○	○	○	○	0.5級以上 (デジタル計測器での代用可)	1
	直流電圧記録計			○		○		1
	直流電流計			○		○	0.5級以上 (デジタル計測器での代用可)	1
交流電源装置	交流定電圧装置	○	○	○		○	1kVA以上 設定電圧が定格電圧±5%の設定ができるもの	1
	電圧調整器	○	○	○		○	5A以上 100V用 2A以上 200V用	1 1
	交流電圧計	○	○	○		○	0.5級以上 (デジタル計測器での代用可)	2
	交流電力計	○	○	○		○	0.5級以上 (デジタル計測器での代用可)	1
	交流電流計	○	○	○		○	0.5級以上 (デジタル計測器での代用可)	1
	周波数計	○	○	○		○	0.5級以上 (デジタル計測器での代用可)	1
	周波数変換装置	○	○	○		○	0.5kVA以上 (50⇔60Hz)	1
	測光装置	※暗室又は準じるもの ※配光測定装置	○	○	○	○		基準周囲温度25±2℃ 十分な広さ 角度誤差2°以下
	照度計	○	○	○	○		JIS C1609に規定するAA級のもの	1
	輝度計	○	○	○	○		直径10mmが測定できる視角を有するもの	1
	試験用光源部	○			○		光特性試験に規定するもの	1
	※光源及び器具支持装置	○	○		○		確実に固定でき反射の影響を無視できるもの	各1
	試験用安定器	○	○	○	○		J I S に定められた試験用安定器	各1
温度測定装置	デジタル抵抗計	○	○	○		○		1
	(ホイートストンブリッジ)	○	○	○		○		(1)
	ストップウォッチ	○	○	○		○		1
	熱電温度記録計又は 抵抗温度記録計	○	○	○		○	12打点程度の多点式が望ましい (デジタル計測器での代用可)	1
	測定室	○	○	○		○	基準周囲温度30±2℃ 45±2℃, 5±2℃	各1 各1
	※恒温槽	○	○	○		○		
耐圧試験装置	絶縁耐圧試験機	○	○	○		○	変圧容量0.5kVA, 0~5000V	1
	検電器	○	○	○		○	電圧計1.5級以上	
絶縁抵抗測定装置	高絶縁抵抗計	○	○	○		○	500V用	1
衝撃試験装置	衝撃試験器	○	○			○	0.2Nm, 0.35Nm, 0.5Nm, 0.7Nm, 1Nm	1組
	又は簡易衝撃試験器						(落下高さが調整できるもの)	(各1)
※鋼球落下試験	鋼球 高さ調節装置	○		○			JIL 5502 11耐衝撃性に規定するもの	1組
※静過重試験装置	圧縮荷重試験機 試験品保持枠	○		○			9800Nの圧縮荷重が加えられるもの	1
※燃焼試験装置		○	○	○	○	○	JIS C60695-11-5(2007年) ニードルフレーム/グローワイヤー試験対応 電気用品技術基準、別表第8、1. 共通事項 (10) の下の細則4の3試験対応	1組
※耐湿試験装置	恒温恒湿槽	○	○	○		○	(FL40器具が充分入る大きさのもの) 温度計、湿度計	1
※防水試験装置	JISC8105-1に 適合する装置	○	○			○	固定装置、圧力計、雨量を計る容器	1組
試験指	表示灯及び電源 その他の計測器	○	○	○		○	JIS C8105-1 附属書JAに適合するもの	1組
寸法測定器	鋼尺 (金属スケール)	○	○	○	○	○	300mm, 1m	各1
	ノギス	○	○	○	○	○	1級	1
	マイクロメータ	○	○	○	○	○	1級	1
	巻尺	○	○	○	○	○	2mまで測定できるもの	1
※点滅光源測定装置 (入力エネルギー 測定装置)	波形解析装置			○				1
	色温度計			○				1
	ストロボ光量計又は 実効光度測定装置			○				1
※音声試験装置	試験室			○				1
	騒音計			○				1
色度測定装置	色彩輝度計	○			○		JIS Z8722 (色の測定方法-反射及び透過物体色)	1
	分光光度計	○			○		JIS Z8724 (色の測定方法-光源色) による	1
漏れ電流測定装置	電源回路網等を有する 測定装置	○	○	○		○	電気用品安全法 別表第八「漏えい電流測定」	1
	漏れ電流計	○	○	○		○	JIS C8105-1 10.3 漏えい電流による	1

製造区分別の設備は原則所要とするが、製品ごとに詳細 (所要及び容量、精度、仕様等) を別途判断できるものとする

※印のものは、指定認定試験機関の設備又は登録製造事業者の特定検査設備でも代用可 (但し、製造事業者登録時に代用設備の所在を記載すること)

別表第1 誘導灯の型式区分

種 類	型 式 区 分	
	要 素	区 分
避難口誘導灯 又は 避難口・通路 兼用誘導灯	器具の大きさ及び明るさ	(1) A級 (2) B級・BH形 (3) B級・BL形 (4) C級
	表示面の形状及び長短辺 の比	(1) 正方形 1 : 1. 1未満のもの (2) 長方形 1 : 1. 1以上 1 : 3. 5未満のもの (3) 長方形 1 : 3. 5以上 1 : 5以下のもの
	常用光源の数	(1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3以上のもの
	非常電源	(1) 電池内蔵のもの (2) 電源別置のもの
	表示面の数	(1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3以上のもの
	保護構造	(1) 普通形のもの (2) 防水形のもの (3) 防爆形のもの (4) その他のもの
	特殊構造	(1) 特殊構造でないもの (2) 点滅形のもの (3) 誘導音付きのもの (4) その他のもの
	有効点灯時間	(1) 20分間のもの (2) 60分間のもの
	付加装置	(1) あるもの (2) ないもの
通路誘導灯	器具の大きさ及び明るさ	(1) A級 (2) B級・BH形 (3) B級・BL形 (4) C級
	表示面の形状及び長短辺 の比	(1) 正方形 1 : 1. 1未満のもの (2) 長方形 1 : 1. 1以上 1 : 3. 5未満のもの (3) 長方形 1 : 3. 5以上 1 : 5以下のもの
	常用光源の数	(1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3以上のもの
	非常電源	(1) 電池内蔵のもの (2) 電源別置のもの
	表示面の数	(1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3以上のもの
	保護構造	(1) 普通形のもの (2) 防水形のもの (3) 防爆形のもの (4) その他のもの
	取付構造	(1) 天井又は壁に取り付けるもの (2) 床埋込みのもの
	特殊構造	(1) あるもの (2) ないもの
	有効点灯時間	(1) 20分間のもの (2) 60分間のもの
付加装置	(1) あるもの (2) ないもの	
階段通路誘導灯	非常用光源	(1) 蛍光ランプのもの (2) 白熱電球のもの (3) その他のもの
	非常電源	(1) 電池内蔵のもの (2) 電源別置のもの
	保護構造	(1) 普通形のもの (2) 防水形のもの (3) 防爆形のもの (4) その他のもの
	有効点灯時間	(1) 20分間のもの (2) 60分間のもの
	付加装置	(1) あるもの (2) ないもの
客席誘導灯	常用光源	(1) 蛍光ランプのもの (2) 白熱電球のもの (3) その他のもの
	非常電源	(1) 電池内蔵のもの (2) 電源別置のもの
	付加装置	(1) あるもの (2) ないもの
表示複合形誘導灯	適合する誘導灯の型式区分を有すること (ただし、件名ごとに届出を行うこと)	

別表第2 バッテリユニット及び別置ユニットの型式区分

種 類	型 式 区 分	
	要 素	区 分
バッテリーユニット 及び別置ユニット	非常用光源	(1)光源30ワット以下のもの (2)光源30ワットをこえるもの (3)白熱電球45ワット以下のもの (4)白熱電球45ワットをこえるもの
	蓄電池	(1)あるもの (2)ないもの
	切替装置	(1)あるもの (2)ないもの
	構造	(1)非常点灯専用のもの (2)常用、非常用部分共用のもの
	有効点灯時間	(1)20分間のもの (2)60分間のもの
	付加装置	(1)あるもの (2)ないもの

別表第3 誘導灯器具用表示板の型式区分

種 類	型 式 区 分	
	要 素	区 分
表示板	材料	(1)ガラスのもの (2)合成樹脂のもの (3)その他のもの
	表示面の加工	(1)着色のもの (2)はり付けのもの (3)特殊加工のもの
	表示面の区分	(1)A級正方形誘導灯用のもの (2)A級長方形誘導灯用のもの (3)B級正方形誘導灯用のもの (4)B級長方形誘導灯用のもの (5)C級正方形誘導灯用のもの (6)C級長方形誘導灯用のもの (7)その他のもの

別表第4 誘導灯用信号装置の型式区分

種 類	型 式 区 分	
	要 素	区 分
誘導灯用信号装置	連動の方法	(1)自動火災報知設備 (2)その他のもの
	形状	(1)独立形のもの (2)組込み形のもの
	信号受信回路	(1)1回路のもの (2)多回路のもの

別表第5 点滅式避難口誘導灯用点滅装置の型式区分

種類	型式区分	
	要素	区分
点滅式避難口誘導灯 用点滅装置	適用光源	(1)キセノンランプのもの (2)白熱電球のもの (3)蛍光ランプのもの
	形状	(1)独立形のもの (2)組込み形のもの
	保護構造	(1)普通形のもの (2)防水形のもの (3)防爆形のもの (4)その他のもの
	蓄電池	(1)あるもの (2)ないもの
	継続時間	(1)20分間のもの (2)60分間のもの

別表第6 誘導音装置の型式区分

種類	型式区分	
	要素	区分
誘導音装置	形状	(1)独立形のもの (2)組込み形のもの

別表第7 内容変更の区分

製造区分	種類	基本変更要素	内容変更申請要素区分		
誘導灯器具	避難口誘導灯 又は 避難口・通路 兼用誘導灯	(1) 本体	(a)材質（金属⇔合成樹脂） (b)寸法（たて、よこ、奥行寸法 表示板が正方形の場合 30%以上 表示板が長方形の場合 10%以上） (c)表示面の数が3以上の場合の面数変更 (d)取付形状（じか付け、天井埋込み、 壁埋込みの別）		
		(2) 非常電源	別置形の場合は、別置ユニットの有無		
		(3) バッテリーユニット 及び別置ユニット	使用するバッテリーユニット又は別置ユニ ットの型式認定番号が変わった場合		
	通路誘導灯	(1) 本体	(a)材質（金属⇔合成樹脂） (b)寸法（たて、よこ、奥行寸法 表示板が正方形の場合 30%以上 表示板が長方形の場合 10%以上） (c)表示面の数が3以上の場合の面数変更 (d)取付形状（じか付け、天井埋込み、 壁埋込みの別）		
		(2) 非常電源	別置形の場合は、別置ユニットの有無		
		(3) バッテリーユニット 及び別置ユニット	使用するバッテリーユニット又は別置ユニ ットの型式認定番号が変わった場合		
表示複合形誘導灯	複合表示	件名ごと			
階段通路誘導灯 又は 客席誘導灯	階段通路誘導灯	(1) バッテリーユニット 及び別置ユニット	使用するバッテリーユニット又は別置ユニ ットの型式認定番号が変わった場合		
	客席誘導灯	(1) 本体	(a)材質（金属⇔合成樹脂） (b)寸法（たて、よこ、奥行寸法が30%以上 の場合）		
		(2) 非常電源	別置形の場合は、別置ユニットの有無		
バッテリーユニット 及び別置ユニット		(3) バッテリーユニット 及び別置ユニット	使用するバッテリーユニット又は別置ユニ ットの型式認定番号が変わった場合		
		(1) 蓄電池	(a)容量、セル数		
		(2) 切替装置	(b)有接点 無接点の別		
		(3) 光源	(c)光源の大きさ (W)		
誘導灯器具用表示板		(4) 自動点検機能	(d)集中制御方式自動点検機能のある場合		
		表示板	(a)用途（避難口、通路） (b)表示内容（文字、シンボル表記の内容） (c)長短辺の比 (d)寸法（表示板が正方形の場合 30%以上 表示板が長方形の場合 10%以上）		
			誘導灯用信号装置	非常電源の有無	(a)無→有 (b)有→無
				点滅式避難口誘導灯用点滅装置	(1) 本体
(2) 切替装置	(b)有接点 無接点の別				
(3) 光源	(c)光源の大きさ (W)				
誘導音装置		音声合成LSI ^{注1} 又は本体の材質が変わった場合			

注1) J E A認定委員会にて確認を得た、音声合成LSIを用いる場合には内容変更は不要とする

様式 1

誘導灯器具等製造登録申請書

年 月 日

J E A 誘導灯認定委員会委員長 殿

申請製造事業者 住所

氏名(名称及び代表者氏名)

印

誘導灯認定規約により、製造事業者登録を受けたいので、次のとおり申請します。

申請にあたっては、上記の規則を遵守いたします。またこの申請書及び添付図書の記載事項は相違ありません。

1. 製造区分
2. 当該製造区分に係る製品を製造する事業場又は製造会社の名称及び住所（様式 8）
3. 当該製造区分に係る特定検査設備の名称及び性能と数
4. 登録製造事業者の試験を委託する場合は、委託先の特定検査設備の名称及び性能と数及び 5 年間以上の誘導灯器具等の製造実績を示すもの
5. 業態報告書
6. 製品を販売する場合は、交換部品の国内の販売ルートを示すもの。
7. 製品を販売する場合は、クレーム処理体制（国内の連絡ルートなど）を示すもの
8. 他の登録製造事業者から供給を受けて販売しようとする製品の製造区分
9. 供給を受ける製品を製造する他の登録製造事業者名、登録番号及び住所
10. 他の登録製造事業者から供給を受けて販売しようとする製品の種類、型式区分、型式認定番号及び品質保証契約書の写し

様式 2

誘導灯器具等販売登録申請書

年 月 日

J E A 誘導灯認定委員会委員長 殿

申請販売事業者 住所

氏名(名称及び代表者氏名)

印

誘導灯認定規約により、販売事業者登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 販売しようとする製品の製造区分
2. 当該製品を製造する登録製造事業者名、登録番号及び住所
3. 販売しようとする製品の種類、型式区分及び型式認定番号
4. 製品の供給を受ける登録製造事業者との品質保証契約書の写し
5. 販売しようとする製品の交換部品に関し、国内の販売ルートを示すもの
6. クレーム処理体制（国内の連絡ルートなど）を示すもの
7. 品質管理体制を示すもの（様式9）
8. 添付書類
 - (1) 会社経歴書
 - (2) 業態報告書

様式 3

登録製造・販売事業者の登録事項変更届

年 月 日

J E A 誘導灯認定委員会委員長 殿

申請登録製造・販売事業者 住所
氏名(名称及び代表者氏名) 印

誘導灯認定規約により、登録に変更がありましたので届け出ます。

注) 変更事項	変更の内容		変更理由
	変更前	変更後	

注) 変更を届け出る事項は、第5条(登録申請)を参照のこと

様式 4

誘導灯器具等認定申請書

年 月 日

J E A 誘導灯認定委員会委員長 殿

申請登録製造事業者 住所

氏名(名称及び代表者氏名)

印

誘導灯認定規約により、誘導灯器具等の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 製造区分、登録年月日及び登録番号
2. 申請品の種類
3. 型式認定年月日及び型式認定番号
4. 型式区分、内容変更の要素、概要及び理由、製品の性能、構造及び材料の概要
5. 当該製品を製造する事業場又は製造会社の名称及び住所
6. 当該製品の登録製造事業者の試験成績書
7. 認定試験依頼書又は継続認定申請一覧表

様式 5

誘導灯器具等内容変更届

年 月 日

J E A 誘導灯認定委員会委員長 殿

申請登録製造事業者 住所

氏名(名称及び代表者氏名)

印

誘導灯認定規約により、特定建造物に納入するため誘導灯器具等の内容変更を行ないますので、次のとおり届け出ます。

1. 登録年月日及び登録番号
2. 型式認定年月日及び型式認定番号
3. 型式区分
4. 製品の種類
5. 内容変更の要素、概要及び理由
6. 当該製品を製造する事業場又は製造会社の名称及び住所
7. 当該製品を納入する施設又は建造物の名称及び住所
8. 納入時期
9. 納入数量
10. 構造図
11. 当該製品の変更に係る登録製造事業者の試験成績書

様式 6

基準同等認可申請書

年 月 日

J E A 誘導灯認定委員会委員長 殿

申請登録製造事業者 住所
氏名(名称及び代表者氏名) 印

誘導灯認定規約により、誘導灯器具等の基準同等認可を得たいので、別途に提出する認定申請書と併せて次のとおり申請します。

1. 登録年月日及び登録番号
2. 対象技術基準(年度)
3. 製造区分
4. 製品の種類
5. 型式区分
6. 基準同等認可の範囲
7. 企画の目的
8. 技術基準と同等以上であることの説明
9. 構造図
10. 登録製造事業者の試験成績書

様式 7

誘導灯認定試験機関申請書

年 月 日

J E A 誘導灯認定委員会委員長 殿

申請事業者 住所
氏名(名称及び代表者氏名) 印

誘導灯認定規約、誘導灯認定業務規程及び誘導灯認定委員会等規程により、認定試験機関の指定を受けたいので、次のとおり申請します。
申請にあたっては、上記の規約及び規程を遵守します。またこの申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1. 試験を行う事業所の名称及び住所
2. 1 か月間に試験をすることができる件数
3. 試験設備の内容
4. 試験要員
5. 標準(計測)管理の方法
6. 所在地略図

様式 8

登録製造事業者の品質管理体制

申請登録製造事業者名

調査事項	事業場の名称	住所	電話番号	備考
(1) 登録証の保管場所				
(2) 認定証の保管場所				
(3) 特定検査設備の所在地				
(4) 品質管理に関する本部の所在地				

調査事項	注1	注1	注1	注1	事業場の名称	住所	電話番号	備考
	器	ユ	表	信				
(5) 誘導灯器具等を製造する登録製造事業者の事業場								

調査事項	注1	注1	注1	注1	製造会社の名称	住所	電話番号	注2
	器	ユ	表	信				備考
(6) 登録製造事業者の品質管理体制のもとにあり、製造を委託する製造会社								

注1) 器：器具、ユ：ユニット、表：表示板、信：信号装置の製造を示し、該当箇所に○印を記載する

注2) 登録製造事業者の試験委託先は、備考欄に記入する。（特定検査設備は別途登録申請すること）

様式 9

登録販売事業者の品質管理体制

申請販売製造事業者名

調査事項	事業所の名称	住所	電話番号	備考
(1) 登録証の保管場所				
(2) 販売リストの保管場所				
(3) 購入登録製造事業者の所在地				
(4) 品質管理に関する本部の所在地				

調査事項	事業所の名称	住所	電話番号	備考
(5) 誘導灯器具等を販売する 登録販売事業者				